

平成28年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況一覧

岩手県総務部行政経営推進課
令和元年12月31日時点

特定のテーマ：企業局の財務事務の執行及び経営管理について

1 監査の結果（指摘）関連

| No. | 指摘等事項 | 平成28年度 所管部局 | 措置の状況（R1.12.31時点） | |
|-----|---|----------------|-------------------|--|
| | | | 区分 | 措置内容 |
| 1 | <p>■固定資産台帳と貸借対照表の不一致【電気事業】 決算書で開示されている固定資産の帳簿金額と固定資産台帳で管理されている帳簿金額に乖離が生じている。固定資産台帳は、貸借対照表に計上される固定資産の内訳簿（補助簿）としての位置付けであり、保有する資産の状況（数量情報、金額情報、位置情報、用途構造に関する情報等）を明らかにし、固定資産の維持管理や更新投資に関する有用な情報を提供する重要な帳簿書類であるため、常に正確な記載が求められる。</p> | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算から、固定資産の帳簿金額と固定資産台帳の乖離を精査し、固定資産台帳の修正を行った。 |
| 2 | <p>■特別修繕引当金の計上【電気事業】 当該内部点検（オーバーホール）は、当期以前に発電機を使用することによって発生した磨耗等の事象を起因とするものであり、将来にその修繕費が発生することが確実である。また、過去の実績等により要する費用も概ね合理的に見積もることが可能である。したがって、引当金を計上すべき要件を満たしており、特別修繕引当金の計上が必要であるが、企業局では、計上すべき特別修繕引当金の額を算定していなかった。特別修繕引当金の額を適切に見積もり、決算書に反映する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | 設備等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、平成28年度決算以降において特別修繕引当金を計上することとした。 |
| 3 | <p>■建設準備勘定の資産性【電気事業】 減損の兆候が生じている場合は、決算書への注記が必要であり、当該開示が不足している。</p> | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算において、減損の兆候が認められたことから、その内容について平成28年度決算書の注記に記載した。 |
| 4 | <p>■雑収益に計上されている積立金の取崩額【電気事業】 目的積立金については、一度本業により稼得した利益が積立金として利益処分されたものであり、それが外部に出ていく際に再び収益認識されることは適当ではない。</p> | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算から、積立金を取り崩しての収益計上を行わないこととした。 |
| 5 | <p>■滞留債権の管理【工業用水道事業】 相手方の状況が把握できていないため、債権の回収可能性を適切に判断できない状態である。加えて、債権の管理回収業務が属人化されており、人事異動等に組織として対応できていない状況にあることが懸念される。</p> | 企業局 | 措置済 | 当該債権については、室長以下で組織的対応をとることとし、督促を行ったところ、平成29年3月に60万円の納入があり、また、残金についても、平成30年度までに分納により完済する旨の誓約書の提出があったところである。引き続き、債権の回収に組織的に対応することとする。 |
| 6 | <p>■電気事業への行政財産の使用許可【工業用水道事業】 北上中部工業用水道管理本館について、工業用水道事業管理者が電気事業管理者に対して行政財産の使用許可を行っているとのことであるが、いずれの管理者も企業局長であることから、同一人物が使用許可申請と使用許可を行うことは不適切である。行政財産の使用許可ではなく、工業用水道事業が第一義的に負担する減価償却費のうち、電気事業が負担すべき額を見積もって徴収する等の方法によることが適切である。</p> | 企業局 | 措置済 | 使用許可について事務処理を見直したところであり、平成28年度に電気事業が負担する経費については、減価償却により算定することとし、必要な整理を行った。 |
| 7 | <p>■長期前受金収益化累計額の計上額における会計システムの不具合【工業用水道事業】 会計システムの不具合により固定資産原簿の長期前受金と会計システムの長期前受金の金額に差異が生じていたことから、システムの不具合を適時に発見し、是正して適切な決算書を作成できるような内部統制を整備することが不可欠である。</p> | 企業局 | 措置済 | 会計システムの修正を行うとともに、固定資産台帳に記載する長期前受金額を整理した。 なお、内部統制については、プロセス点検の実施や複数職員による相互チェックなど事務処理の適正化に向けた取組を行っている。 |
| 8 | <p>■減損会計にかかる減損の兆候の検討手続【共通事項】 減損の兆候を判定する際には、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（総務省）」の4つの例示いずれかに該当する固定資産及び固定資産グループの有無を検討する必要があるが、企業局では「④固定資産または固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと」の判定が結果として実施されていなかった。固定資産または固定資産グループの市場価格の下落の具体的な判定方法を定め、毎期同様の方法により判定していく必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算から、固定資産グループの土地の市場価格による判定を行っている。 |

| No. | 指摘等事項 | 平成28年度 所管部局 | 措置の状況 (R1. 12. 31時点) | |
|-----|---|----------------|----------------------|-------------------------------|
| | | | 区分 | 措置内容 |
| 9 | ■修繕引当金の計上【共通事項】 現状、修繕引当金として計上しているもののうち、特別修繕引当金に相当する額については、特別修繕引当金に振り替える必要がある。 | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算から、特別修繕引当金への振り替えを行った。 |

2 監査の結果に添えて提出する意見関連

| No. | 指摘等事項 | 所管部局 | 措置の状況 (R1. 12. 31時点) | |
|-----|---|------|----------------------|--|
| | | | 区分 | 措置内容 |
| 1 | ■発電月報の記載内容【電気事業】 発電月報の送受電力料の記載に誤りがあった。今後は、記載誤りがないよう、適切な内部統制を整備し、厳密に運用する必要がある。 | 企業局 | 措置済 | 発電月報を修正し、資源エネルギー庁に修正報告を行った。 記載内容については、担当者及び担当以外の職員が手計算による確認を行うほか、課長もデータを確認する体制とした。 |
| 2 | ■滞留債権の貸借対照表上の表示区分【電気事業】 当該債権の大部分が回収不能となるとの判断のもと、後発事象として、損益計算上は必要な個別貸倒引当金を計上し適切な会計処理をしていたのであるから、貸借対照表の債権の表示科目についても、破産債権等として認識する必要があると考える。 | 企業局 | 措置済 | 平成28年度決算において、当該債券について、流動資産から固定資産に振り替えを行った。 |
| 3 | ■取引先の与信管理【電気事業】 今後、電力の自由化が進み、東北電力株式会社以外の様々な一般事業者への電力の販売が行われる可能性も否定できないため、取引先の与信管理に係る内部統制をあらためて見直すことが必要であると考えます。 | 企業局 | 措置済 | 相去太陽光発電所の売電先経営破綻による未収金発生事案を踏まえ、解約条項の明確化や契約保証金の引上げなどを行った。 また、令和2年度からの新たな売電契約においてもこれらの制度を導入するとともに、電力供給契約に係るプロポーザルにおいては、経営状況等を確認したうえで契約候補者を選定した。 |
| 4 | ■特命随意契約とすることの合理性【電気事業】 瑕疵担保期間であることを理由に特命随意契約とすることが、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当すると言えるかを十分に吟味する必要がある。 | 企業局 | 措置済 | 相去太陽光発電所の保守業務委託については、平成29年度の委託業務から一般競争入札による発注を実施した。 |
| 5 | ■特命随意契約項目についての相見積りの要否【電気事業】 本主に開発業者しか知りえないコアな特許部分等については開発業者に委託し、他の軽易な保守運営については他業者の見積り合わせを行うなど、業務を分解し、より経済的な発注を行えるかどうかについて検討すべきである。 | 企業局 | 措置済 | 会計システム運営保守業務の次期更新時には、開発業者しか知りえないコアな特許部分等と他の保守運営についての業務の分解を検討したうえで、経済的な発注を行うこととした。 |
| 6 | ■過年度に随意契約を結んだ業務の更新時に入札を検討することの要否【電気事業】 本件業務委託事項のうち、巡視、草刈り及び除雪は各々別の専門業者に委託すること等により、現状の70,092千円という委託価格を節減する方法がないか、検討する余地があると思われる。本件業務全体が、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当すると言えるかを十分に吟味する必要がある。 | 企業局 | 措置済 | 巡視、草刈り及び除雪業務も含めて一括委託とした方が、一般管理費等に係る委託費の低減が図られるほか、設計作業量の軽減や業務全体の円滑な遂行が期待できる等のメリットが大きいことから、各業務の分割委託は行わない。 また、県内の広範囲にわたる各種業務を一括受託し業務を遂行する能力を有する者は当該協会のみと見られ、さらに財団法人である当該協会に委託することにより労務単価及び一般管理費の低減が図られるほか、設計作業量の軽減や業務全体の円滑な遂行が期待できること等の有利性があることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第6号に基づく随意契約とする。 |
| 7 | ■固定資産台帳と貸借対照表の不一致【電気事業】 固定資産台帳の更新に関する内部統制を整備運用する必要があると考えます。 | 企業局 | 措置済 | 事務処理の適正化に向け、固定資産台帳の更新等に関するルール徹底と定期的な台帳内容のチェックなどに取り組むこととした。 |
| 8 | ■建設準備勘定の資産性【電気事業】 企業局では、新規開発地点の年次計画表を作成し実行中であるため、現時点では、今後の計画に大幅な変更をもたらす可能性のある事象等を識別していないことから、減損損失の計上は不要との判断であり、当該判断に一定の合理性は認められるものの、今後の進捗状況により、当該計画の実現可能性に疑義が生じた場合には、事業自体の実行可能性を再度十分に吟味するとともに、建設準備勘定の減損処理の要否についても十分検討する必要がある。 | 企業局 | 措置済 | 新規開発地点については、平成29年3月より国の支援制度の動向や調査結果等を踏まえて開発の実行可能性を十分に吟味するとともに、建設準備勘定の減損処理の要否について検討している。 |
| 9 | ■ダム使用権に関する修繕・改良計画【電気事業】 中期計画に記載の収支計画には、ダム使用権に関する維持更新に係る投資計画（ダムそのものの大規模修繕や改良等に係る計画）が含まれていない。合理的な方法により、ダム使用権に係る修繕・改良額を見積もり、収支計画に適切に反映することが望まれる。 | 企業局 | 措置済 | 令和2年度からの次期長期経営方針（10年間）及び次期中期経営計画（4年間）の策定においては、岩洞ダムの共同事業者である国から示された維持更新に係る投資計画など、ダム施設等の修繕・改良に伴う負担金を反映させながら取りまとめた。 |

| No. | 指摘等事項 | 平成28年度 所管部局 | 措置の状況 (R1. 12. 31時点) | |
|-----|---|----------------|----------------------|---|
| | | | 区分 | 措置内容 |
| 10 | <p>■収支計画策定に関する留意事項【電気事業】 経営戦略策定に際しては、収支計画（投資計画及び財政計画）は22年以上作成することが望ましいので留意が必要である。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>経営戦略策定ガイドライン改訂版に基づき、計画期間を10年で試算している。</p> <p>※ガイドライン改定により期間が変更となっている。 ◎包括外部監査時点 (H28. 12) 計画期間：10年以上の合理的な期間 投資試算及び財源試算：22年以上（22年以上） ◎経営戦略策定ガイドライン改訂版(H29. 3. 31) 計画期間：10年以上の合理的な期間 投資試算及び財源試算：計画期間内に達成できる目標</p> |
| 11 | <p>■予定価格積算方法【工業用水道事業】 様々な工事案件がある中で、工事の特殊性等の情報を長期間にわたり引き継ぐことが困難であることは十分承知しているが、より精緻な積算、ひいてはコストの削減のための工夫ができないかを検討することが望まれる。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>変更契約による増金額を縮減するため、工事場所の埋設管の調査や類似工事の積算等を参考にし、当初計画の精緻な積算に努めている。 また、次の更新に備え、工事監理に当たっては、配管の位置や深さ等を示した精度の高い出来形完成図の作成等を行うこととし、詳細情報を記載した完成図書を整備することとした。</p> |
| 12 | <p>■有形固定資産の表示方法【工業用水道事業】 企業局会計規程と地方公営企業法施行規則の雛形に相違が生じている。比較可能性の担保のためにも、地方公営企業法施行規則の内容で表示すべきである。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>平成28年度決算から、地方公営企業法施行規則に示す勘定科目による表示とした。</p> |
| 13 | <p>■収支計画策定に関する留意事項【工業用水道事業】 企業局が作成している収支計画が、当該経営戦略の要件に沿っているかを十分に吟味の上、収支計画等の見直しの必要性について検討する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>令和2年度からの次期長期経営方針（10年間）及び4年間の具体的な取組を示した次期中期経営計画の策定においては、経営戦略策定ガイドラインに基づき、10年間の収支計画・投資計画を盛り込んだ。</p> |
| 14 | <p>■本庁管理部門人件費の工業用水道事業への配賦【共通事項】 本庁管理部門職員の中には、工業用水道事業の業務に従事する者も存在するため、これらの人件費を全て電気事業に計上することは疑問である。 今後、電気事業会計及び工業用水道事業会計において、人件費の負担割合が的確に反映されるよう負担関係の見直しについて十分に検討する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>本庁管理部門職員のうち工業用水道事業の業務に従事する職員に係る人件費について、人件費の負担関係が的確に反映されるよう見直しを行い、平成28年度2月補正予算及び平成29年度当初予算において必要額を措置した。</p> |
| 15 | <p>■電気事業人件費の事業別セグメントへの配賦【共通事項】 電気事業に従事する職員の中には、風力発電事業や太陽光発電事業の業務に従事する者も存在するため、これらの人件費を全て水力発電事業に計上することは疑問である。 水力発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の人件費の負担割合が的確に反映されるよう負担関係の見直しについて十分に検討する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>発電事業（セグメント）毎の人件費の配賦方法については、職員が従事する業務量などを参考に検討し、これら検討結果を踏まえ、平成28年度決算書に注記するセグメント情報（セグメント毎の損益）に反映した。</p> |
| 16 | <p>■退職金の負担【共通事項】 退職金の負担は一般会計と企業局での大幅な偏りがなく、現在の負担関係に基づく会計処理が、必ずしも企業局の損益計算を著しくゆがめているという状況ではないが、今後、偏りが生じる場合は、損益計算をゆがめる一因となる可能性もあることから、当該局面では、原則的な手法（過去に所属した職員及び現在所属している職員の期末支給額の期間按分）に基づく退職給付引当金算定の要否を検討する必要があることに留意が必要である。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>企業局と知事部局等では、双方の人事交流期間が同程度となるよう、職員を配置しており、現状の退職者数においては、退職金の費用負担がどちらかに極端に偏ることはない。 知事部局等から出向し、企業局で退職する職員が著しく増加する傾向が認められた場合には、知事部局を始めとする各任命権者間で、負担方法の見直しについて協議することとした。</p> |
| 17 | <p>■譲渡性預金の表示【共通事項】 現状、現金預金として区分されている譲渡性預金は有価証券として区分して表示する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>平成28年度より、譲渡性預金は有価証券として取り扱うこととした。</p> |
| 18 | <p>■償却資産及び長期前受金の償却等限度額到達後の償却【共通事項】 取得価額の5/100まで帳簿価額が達した固定資産のうち、地方公営企業法施行規則15条3項各号に該当するものについては、使用不能となると認められる年度までの年数で1円まで減価償却を実施することが望ましい。</p> | 企業局 | 実現困難 | <p>多種多様な設備・機器等を保有し、経営面等から耐用年数以降も補修等を行い延命して使用することを前提としている現状にあって、使用不能になると認められる年数を合理的に定めることは困難と判断するものであり、今後も取得価格の5/100での処理を行うこととした。</p> |
| 19 | <p>■修繕引当金の計上【共通事項】 特別修繕引当金への振替処理を実施してもなお修繕引当金が残る場合は、修繕費の支出に応じて、あるいは規則的に取り崩すことが望ましい。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>平成28年度から修繕費の支出状況に応じ、修繕引当金の取崩しを行っており、平成30年度において残額がゼロとなるよう予算計上した。</p> |
| 20 | <p>■計画管理指標の開示【共通事項】 施設設備の老朽化対策が課題として認識されているものの、当該課題に対応する経営目標が「耐震化率」のみで、経年施設の更新に係る経営目標が明示されていない。経営目標の設定は計画の進行管理を行う上で重要な要素と考えられるため、経年施設の更新に係る目標も併せて設定いただくことを検討願いたい。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>令和2年度からの次期長期経営方針（10年間）及び次期中期経営計画（4年間）の策定においては、経営目標として「耐震化率」及び「耐震診断進捗率」を掲げるとともに、「施設の劣化状況を的確に反映した年度別事業実施計画の見直し」に取り組むことを盛り込んだ。 また、発電所再開発電事業など、次期計画期間中に取り組む具体的な内容を記載した。</p> |

| No. | 指摘等事項 | 平成28年度 所管部局 | 措置の状況 (R1. 12. 31時点) | |
|-----|---|----------------|----------------------|--|
| | | | 区分 | 措置内容 |
| 21 | <p>■建設改良計画策定のための耐用年数の考え方【共通事項】 建設改良計画の策定方法自体には問題ないものと思料するが、投資時期の基礎となる経済的耐用年数の考え方が文書化されていなかった。全庁的に統一された考え方に基づき計画が作成できるよう、経済的耐用年数の考え方を文書化し、周知する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>工業用水道事業においては、H29年度にアセットマネジメント計画を策定し、更新基準年数を明確化するとともに、当該更新基準年数を踏まえ年度別事業計画の見直しを行った。 電気事業においては、「受変電設備の更新時期判定に関する実施要領」を策定し、平成30年4月1日より施行している。</p> |
| 22 | <p>■人員体制の適正化の必要性【共通事項】 一般会計との人事交流を含めた組織体制の整備を一層促進していただきたい。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>東日本大震災津波復興関連で技術系職種が多数必要となっており、企業局職員の知事部局等への配置転換に協力してきたことから、平成28年度末に人材育成ビジョンを策定し、今後専門研修体系の見直しを図り、技術系職員の新採用、若手職員の育成指導に取り組んでいる。知事部局も含め、県全体として適正に人員配置できるように、関係部局等と連携を図り、組織体制の整備に取り組んでいくこととした。</p> |
| 23 | <p>■施設別セグメント情報の把握【電気事業】 決算書への開示はせずとも、個々の施設の効率的な運営を図る上で、また将来像を把握する上でも、施設別のセグメント情報（損益情報）は有用な情報であるため把握することが望まれる。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>一定の条件の下で施設別のセグメント情報（損益情報）を試行的に策定し、企業局内での情報共有を図った。</p> |
| 24 | <p>■不透明要素を勘案したシミュレーションの実施（経営戦略の多様化）【電気事業】 可能な限り、不確定要素も含んだ収支計画を策定することが望まれるとともに、収支計画が、当該経営戦略の要件に沿っているかを十分に吟味の上、収支計画等の見直しの必要性について検討する必要がある。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>電力システム改革に関する情報収集や不確定要素の洗い出しをするとともに、売電料金の算定方法の見直しや水車発電機分解点検工事の実施周期等の調整によるシミュレーションを行い、費用の平準化や低減化等に取り組みながら長期収支計画を策定した。 また、この結果は、令和2年度からの次期長期経営方針（10年間）及び4年間の具体的な取組を示した次期中期経営計画の策定において、経営戦略策定ガイドラインに基づき、10年間の収支計画・投資計画として反映させた。</p> |
| 25 | <p>■増収策の強化【工業用水道事業】 企業局の経営努力も不可欠ではあるが、県としてより一層企業誘致促進のための努力をすることも、工業用水道事業が自立した企業として持続していくためには不可欠である。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>引き続き企業誘致担当と連携しながら、企業誘致を図るほか、既契約ユーザーに対する訪問時（年2回）に増量要請を行い、収入増加に努めていく。</p> |
| 26 | <p>■他団体との連携の可能性検討【工業用水道事業】 限られた地域への給水では、ユーザーの伸びに限界があることや、今後多額の維持更新費用を賄う必要があることから、直接のユーザーではない県民（現世代及び将来世代）の負担を最小限にしつつ、持続可能性を維持するために、他団体との連携等のメリット・デメリットを検討の上、必要に応じて中長期計画のひとつの選択肢として考慮する必要があると考える。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>当県の工業用水については、北上市（現岩手中部水道企業団）の上水道と一部施設を共同で建設及び運用して連携を図ってきた。 今後も他事業との更なる連携やPPP/PPFの活用事例などについて毎年度実施しているセミナー等に参加し、情報収集しながら調査・研究をしていく。</p> |
| 27 | <p>■財務報告に係る内部統制の整備運用【共通事項】 個別検出事項に記載された不備を是正することが重要な課題のひとつであるが、不備が発生しないような予防と、不備を発見し是正する処置機能が業務に組み込まれる必要がある。 電気事業及び工業用水道事業に共通して取り組むべき課題として、財務報告に係る内部統制の整備運用が不可欠であると考える。</p> | 企業局 | 措置済 | <p>外部研修などを活用した職員の企業会計業務のスキルアップなどの取組を推進するとともに、管理職による進捗管理、プロセス点検の実施や複数職員による相互チェックの徹底などにより再発防止のための内部統制の強化に向けた取組を行った。</p> |